

医政発0331第5号
平成27年3月31日

各都道府県知事 }
各地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法人の附帯業務の拡大について

医療法人の附帯業務については、医療法(昭和23年法律第205号)第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為(以下「定款等」という。)の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。)の別表に取りまとめられているところである。

今般、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)等の施行、及び医療従事者の確保を目的とした医療従事者の養成所に通う学生への奨学金の貸付の取扱いに関して、通知の別表の一部を改正し、本年4月1日から適用することとした。

貴職におかれては、下記の改正の内容及び留意事項について、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方お願いする。

記

第1 改正の内容

通知の別表の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

第2 留意事項

新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあっては、定款等の変更が必要であるが、定款等の変更の申請の際には、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第32条第3項に規定する書類を申請書に添付すること。

また、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が遅れることはやむを得ないこと。

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(別表) 第6号 保健衛生に関する業務 I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ① ～⑥ (略) ⑦ 削除 ⑦～⑪ (略) ⑩ 認可外保育施設であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。 ⑪ (略) ⑫ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業。 ※ 事業所内保育事業に限っては委託する場合も認めること。 II. (略) 留意事項 1 (略) 2 医療従事者の養成施設に通う学生への奨学金の貸付は、医療施設の運営における医療従事者確保の目的の範囲内において、奨学金の貸付に関する内部規定を設けるなど適切に行われる限り、差し支えないこと。 3～4 (略)	(別表) 第6号 保健衛生に関する業務 I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑥ (略) ⑦ 病児・病後児保育事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。) ⑧～⑫ (略) ⑩ 認可外保育施設(児童福祉法第34条の15に規定する家庭的保育事業その他これに類する事業が行われる認可外保育施設を除く。)であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。 ⑫ (略) (新設) II. (略) 留意事項 1 (略) (新設) 2～3 (略)

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

(別添)

・「医療法人」の説明……「Q」は医療法人が対象、「等」は社会福祉法人のみが対象。
・「区分」の説明……「本邦」とは本邦内、「海外」とは本邦外を指す。また、「区分」は「区分」の区分。

彼等、上は理想郷を築くに固き志あり、故國には舊俗諸人を改むるに上事なし。

社会福祉法人	各 法 人	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス、事業等	設置法人	区 分	備 考
生活福祉	生活福祉	養育施設				
		更生施設				
		生活困難者支援施設	生活困難者支援施設は、生活困窮者に対する支援を行うことにより、生活困窮者の生活の安定を図ることを目的とする施設。		告示	生活困難者支援施設は、生活困窮者に対する支援を行うことにより、生活困窮者の生活の安定を図ることを目的とする施設。
		生活困難者支援施設	生活困難者支援施設は、生活困窮者に対する支援を行うことにより、生活困窮者の生活の安定を図ることを目的とする施設。		告示	生活困難者支援施設は、生活困窮者に対する支援を行うことにより、生活困窮者の生活の安定を図ることを目的とする施設。
		生活困難者支援施設	生活困難者支援施設は、生活困窮者に対する支援を行うことにより、生活困窮者の生活の安定を図ることを目的とする施設。		告示	生活困難者支援施設は、生活困窮者に対する支援を行うことにより、生活困窮者の生活の安定を図ることを目的とする施設。
	生活福祉	母子生活支援施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
生活福祉	生活福祉	児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
	生活福祉	児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
生活福祉	生活福祉	児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
	生活福祉	児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	
		児童養育施設			告示	

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

(附錄)

『教育法人』間の脱税……①は全額法人②内蔵、『専任社会福祉法人』のみが対象

「實業法人」の訳が、「D」は全實業法人を対象。「専ら社会福祉法人のみを対象」「近分」の訳則……「本来とは本事業所、(昔)用とは昭和以前厚生省管下で有り、(特例)とは現制度に關する事項、(空欄)は該法人が行ふべきである。

[illegible]

社會服務委員會

○厚生労働省告示第百三十二号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者提出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二条の三の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者提出金等の算定等に関する省令）第二条の三の規定に基づき平成二十七年年度の提出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

○厚生労働省告示第百三十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成十八年厚生労働省告示第百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

○厚生労働省告示第百三十四号

次に掲げる組織えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十三年厚生省告示第百七十号）第1のAの2に規定する安全性審査の手続を経たので、組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成二十二年厚生省告示第百二十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

品類又は品目	名	中	部	号
大豆	スチアリン酸遊離生ダイズMON8769系統及び除根粒ダイズサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種	日本ゼンセン株式会社		

○厚生労働省告示第百三十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

- 第一項第二号中「ヲ」とし、リからルまでを又からヲまでとし、チを削り、トをリとし、ハからハまでをホからチまでとし、同号口中「又は小規模住居型児童養育事業」を「小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業」に改め、同号口を同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼児連携型認定こども園を経営する事業
- 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五十五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

第二項第二号中「ヲまで」を「ワまで」に改める。

○農林水産省告示第百八十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣 林 芳正

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十号

漁港整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第六項及び第十項の規定に基づき、昭和二十六年七月十日農林省告示第百五十五号（漁港の指定）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣 林 芳正

一 昭和二十六年七月十日農林省告示第百五十五号（漁港の指定）の一部を次のように改正する。

東京の部阿古の項漁港の区域の欄を次のように改める。

次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸

により囲まれた海面

ア点 北緯三十四度〇三分四十三秒七・三九

東経百三十九度二八分四十三秒八三

四四

イ点 北緯三十四度〇三分四十三秒六・一二

東経百三十九度二八分二十五秒六九

九九

ウ点 北緯三十四度〇四分二十五秒二五〇〇

東経百三十九度二八分二十五秒五七

〇八

エ点 北緯三十四度〇四分二十五秒三一六〇

東経百三十九度二八分四十八秒三四

九四

二 昭和四十五年六月十五日農林省告示第百八十五号（漁港を指定する件）の一部を次のように改正する。

東京の部二見の項区域の欄を次のように改める。

次のア点からイ点に引いた線及び陸岸により囲

まれた海面

ア点 北緯二十七度〇五分十七秒一・九〇九

東経百四十二度十二分〇九秒九五二五

イ点 北緯二十七度〇五分四十七秒八・八八三

東経百四十二度十二分五十三秒六・一八

八

1. Name of the person or organization: [illegible]
2. Address: [illegible]
3. City: [illegible]
4. State: [illegible]
5. Zip: [illegible]
6. Date: [illegible]
7. Signature: [illegible]
8. Title: [illegible]
9. Organization: [illegible]
10. Purpose of the visit: [illegible]
11. Name of the person to be visited: [illegible]
12. Address of the person to be visited: [illegible]
13. City: [illegible]
14. State: [illegible]
15. Zip: [illegible]
16. Date: [illegible]
17. Signature: [illegible]
18. Title: [illegible]
19. Organization: [illegible]
20. Purpose of the visit: [illegible]

21. Name of the person or organization: [illegible]
22. Address: [illegible]
23. City: [illegible]
24. State: [illegible]
25. Zip: [illegible]
26. Date: [illegible]
27. Signature: [illegible]
28. Title: [illegible]
29. Organization: [illegible]
30. Purpose of the visit: [illegible]
31. Name of the person to be visited: [illegible]
32. Address of the person to be visited: [illegible]
33. City: [illegible]
34. State: [illegible]
35. Zip: [illegible]
36. Date: [illegible]
37. Signature: [illegible]
38. Title: [illegible]
39. Organization: [illegible]
40. Purpose of the visit: [illegible]

○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業
(平成十年厚生省告示第十五号)

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第一項第八号の規定に基づき、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業を次のように定め、平成九年十二月十七日から適用する。

1 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業

一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの

イ 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第六項に規定する宿所提供施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

ハ 老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第二条に規定する軽費老人ホームB型を除く。）を経営する事業

ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

ホ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業

ヘ 授産施設（生活保護法第三十八条第五項に規定する授産施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの

イ 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

ロ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童

自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

ニ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

ホ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

ヘ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

ト 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

チ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

リ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

ヌ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

ル 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

ヲ 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉法第二条第二項各号及び同条第三項第一号から第十一号までの事業におい

て提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)

ワ 社会福祉法第二条第二項各号及び第三項第一号から第十二号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業

2 前項に掲げる以外の医療法人については次に掲げる事業

- 一 前項第一号ハに掲げる事業
- 二 前項第二号イからワまでに掲げる事業

